

Title	国会期成同盟第二回大会と憲法問題
Author(s)	飯塚, 一幸
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2011, 51, p. 49-85
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/6748">https://doi.org/10.18910/6748</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 国会期成同盟第二回大会と憲法問題

飯塚 一幸

はじめに

私擬憲法<sup>(1)</sup>の全体的な特徴については、これまで各憲法草案の内容に即していくつかに分類する方法がとられてきた。たとえば江村榮一は、民権派の憲法構想を、①早い時期に作成されたものに多く見られる、主権が天皇・貴族院・衆議院の三者にあるという考え方に立つ憲法草案、②事実上の議會主権説に立つ二院制の憲法案で立憲君主制の憲法構想、③事実上の国民主権説に立つ一院制の憲法草案の三つに分けている。<sup>(2)</sup>また小西豊治は、①自由党系案、②イギリス政治をモデルとした案、③政府官吏案、④反民権派系案の四種に大別している。そして、君民共治・人権規定・議會の違憲立法審査権などの点で、政府官吏案や反民権派系案が民権派の諸案と多くの共通性を有することを重視し、そこに天皇像も含めてまだ価値観が固まりきっていなかった明治一〇年代の特徴を見出し、<sup>(3)</sup>明治憲法との距離の大きさを強調している。鳥海靖も、①議會主義型、②権力分立型、③君権主義型に分類しているが、立憲君主制を採用し、国民の権利と自由を様々な形で盛り込み、公選議會を規定して制限選挙制をとっている点では、政府関係者・民権派いづれが作成したものも共通しているとする。ただ、小西豊治とは反対に、明治憲法もこうした基本的枠組みの中にあるとの評価を下している。<sup>(4)</sup>

これに対し新井勝紘は、民権運動の初期においては明治政府の憲法制定作業と民権派のそれとの間に「重なる部分かなりあった」とした上で、各私擬憲法が相互にどのように影響しあいながら成立するのか検証していく必要性を提唱した。<sup>(5)</sup>坂野潤治も、岩倉具視の下問

に答えて一八八一（明治一四）年六月に井上毅によりまとめられた「（憲法）意見」が、交詢社案を継承しつつ巧妙にそれを換骨奪胎して成り立っていることを明らかにした。<sup>(6)</sup> 両者ともに、各民権結社間のネットワークや各私擬憲法作成時点での政治状況を踏まえつつ、時間的経過の中に明治政府の憲法作成へ向けた動きと各私擬憲法を置きその展開過程を跡付ける、系譜論的方法を提起していると言っている。<sup>(7)</sup>

筆者も、筑前共愛会案が丹後にもたらされたことにより沢辺正修が「大日本国憲法」作成に着手したこと、内容面でも両者の間に強い類似性があることを論証したが、<sup>(7)</sup> まだ二つの私擬憲法の継承関係を明らかにしたに止まっている。そこで本稿では、この系譜論的方法に立って、憲法問題に関してほとんど注目すべき事柄はないと見られてきた国会期成同盟第二回大会を検討の対象とする。<sup>(8)</sup> そして、「大日本国憲法」を携えて大会に参加した天橋義塾社長沢辺正修を通して、主権が天皇・貴族院・衆議院の三者にあるとする考え方から、事実上の議会主権説に立つ二院制の憲法案へと愛国社系政社を除く民権派の憲法構想が移行していく上で、国会期成同盟第二回大会が決定的な転換点となったことを論証したい。これが第一の課題である。次いで、国会期成同盟第二回大会を通して元老院の「日本国憲按第三次案」と「私擬憲法意見」が民権派内部にかなり知られるようになることを論証し、共存同衆案か喫鳴社案かで長い間論争されてきた「私擬憲法意見」の性格について見通しを得ることを第二の課題とする。<sup>(9)</sup>

私擬憲法をめぐることは、「憲法制定手続き論」の解明も重要である。<sup>(10)</sup> 沢辺正修は、国会期成同盟第二回大会では、筑前共愛会の代表者などととも「在地民権右派」として行動したが、<sup>(11)</sup> 政府への請願・建白を否定して政府の動向にかかわらず全国の過半数を得た上での「私立国会」開催を目指す、<sup>(12)</sup> 愛国社系政社の人々に敗北した。<sup>(13)</sup> そこで第三の課題として、政府への請願・建白路線が否定されたにもかかわらず、沢辺が大会終了直後に元老院へ提出した「国約憲法制定懇願書」について検討し、その意義と背景を探る。

沢辺正修は国会期成同盟第二回大会から京都へ戻ると「平安公会」を組織し、郡区ごとに小部会を設立して、その代表者による会合で憲法審査を行い、京都府案を確定しようとする目論んだ。第四の課題として、この地域代表の積み上げ方式が挫折していく経緯を明らかにし、国会期成同盟第二回大会で「私立国会論」に与しなかった「在地民権右派」が、大会後にどのような道を選択しようとしたのか検討する。

## 注

- (1) 現在までに判明している私擬憲法は、家永三郎・松永昌三・江村栄一編『新編明治前期の憲法構想』（福村出版、二〇〇五年）に収録されている。本稿で取り上げる各私擬憲法の条文は、基本的に同書に基づいている。
- (2) 江村栄一「民権派の憲法構想の特徴とその意義」（町田市立自由民権資料館編『民権ブックス③ 草の根の民衆憲法』、一九九〇年）。江村は、同校注『日本近代思想大系 9 憲法構想』（岩波書店、一九八九年）の解説「幕末明治前期の憲法構想」においても、私擬憲法の包括的検討を行っている。
- (3) 小西豊治「創憲の時代——明治一〇年代憲法構想をめぐって——」（『法学新報』一〇九卷一・二号、法学新報社、二〇〇二年）。
- (4) 鳥海靖「日本近代史講義——明治立憲制の形成とその理念——」（東京大学出版会、一九八八年）第一章。
- (5) 新井勝敏「明治政府の憲法構想」（江村栄一編『近代日本の軌跡2 自由民権と明治憲法』吉川弘文館、一九九五年）一四三頁。
- (6) 坂野潤治『日本憲政史』（東京大学出版会、二〇〇八年）第三章第二節。
- (7) 拙稿「京都府における国会開設運動の展開——私擬憲法案「大日本国憲法」の成立と沢辺正修——」（『史林』第九二巻第二号、二〇〇九年）。
- (8) 国会期成同盟第二回大会については、拙稿「国会期成同盟第二回大会の再検討」（『九州史学』第一四三号、二〇〇五年）参照。なお、本稿では国会期成同盟第二回大会の名称を使用する。この点に関しては同論文二頁を参照してほしい。
- (9) 鳥善高は近年、新たに「明治十一年三月再定・日本国憲按」を発見し、これを元老院の「第二次案」と位置付け、従来「第三次案」としてきた案を「第四次案」と名付けた（同編『元老院国憲按編纂史料』国書刊行会、二〇〇〇年、鳥善高執筆の解題）。妥当な見解だと考えるが、本稿では前掲『新編明治前期の憲法構想』所収の「日本国憲按第三次案」を利用する都合上、これまで通りの名称を使用する。
- (10) 福井淳「都市知識人と諸憲法」（町田市立自由民権資料館編『民権ブックス12号 東京の憲法草案』、一九九九年）五三頁。
- (11) 「在地民権右派」については、坂野潤治「『愛国社路線』の再評価」（東京大学社会科学研究所紀要『社会科学研究』第三九巻第四号、一九八七年）によった。
- (12) 「私立国会論」については、松岡傳一『幻視の革命——自由民権と坂本直寛——』（法律文化社、一九八六年）第一章4及び補論（二）、『土佐自由民権を読む——全盛期の機関紙と民衆運動——』（青木書店、一九九七年）第一章・第二章、「メディアと自由民権——高知県の場合——」（新

井勝紘編『自由民権と近代社会』吉川弘文館、二〇〇四年）二二一～二二四頁、坂野潤治『大系日本の歴史13 近代日本の出発』（小学館、一九八九年）の「国会開設運動」、「明治デモクラシー」（岩波新書、二〇〇五年）第二章・第三章、「近代日本政治史」（岩波書店、二〇〇六年）の3、前掲『日本憲政史』第三章参照。特に坂野は、『明治デモクラシー』以降、愛国社系政社の「私立国会論」を、ルソー『社会契約論』に立脚した「結社代表による擬似的定期人民集会」（『日本憲政史』六二頁）として解釈し直している。また、森田敏彦「東北七州自由党の結成と憲法起草運動」（『歴史評論』四一五、一九八四年）は、東北地方の自由民権運動における「私立国会論」の影響を論じており、重要である。

(13) 前掲拙稿「国会期成同盟第二回大会の再検討」。

## 第一章 国会期成同盟第二回大会での憲法論議

### 第一節 憲法討論会の開催

国会期成同盟第二回大会は、一八八〇（明治一三）年一月一日に開会した。そして、一月二四日に「国会期成同盟合議書」を採択した後、第五号議案「本会ニ於テ国憲見込書ヲ審査議定スベシ、前条見込書起草委員五名ヲ公選スベシ、別ニ審査委員十名ヲ公選スベシ」に議題が移った。これについて、国会期成同盟とは別に自由党結成へと動き出していた杉田定一・山際七司が、起草に及ばずとの立場から発言したのに対し、沢辺正修は、「苟モ国会ヲ請願スルニ於テハ勿論憲法ノ見込ヲ立テサルヘカラス、何トナレハ万々一政府官令憲法ヲ以テ国会ヲ開設スルトキハ、諸君ハ徐々憲法草案ヲ起シ政府ニ向テ憲法ノ改良ヲ要請スルカ」と述べ、強く憲法見込書の起草を迫った。<sup>(1)</sup> 沢辺説には、新井毫・林包明・香月恕経らが賛成しており、大会開会当初から結束していた筑前共愛会の代表者たち・丹後の沢辺・群馬県の新井ら「在地民権右派」が、大会最終盤においても依然として共同行動をとっていることが判明する。これに対し小島忠里が、国会を先にして憲法を後にすべしと批判を加えたが、議論の中で小島説は「国会憲法」のみまず制定して国会を開き、そこで他の憲法を議するとう内容に変じ、沢辺説とほぼ同論となった。<sup>(2)</sup> しかし採決の結果、圧倒的多数で廃案説が可決された。<sup>(3)</sup> 沢辺は、この事態を開会の時より予想していたが、注意を喚起するために敢えて主張したのだと、郷里の同志たちに書き送った「東行記事第四報」で述べてい

る。<sup>(4)</sup>

このような経緯によって第五号議案が葬られたことから、国会期成同盟第二回大会では憲法起草に関して見るべき動きはなかったとの理解が通説となっている。<sup>(5)</sup>しかし、憲法草案をめぐることは、沢辺正修が「東行記事第四報」に記した次の一文が見逃せない。

小生ノ説ヲ賛成セシ福岡連中・林・新井ハ、憲法ノ見込ヲ備ヘ近日六五有志ニテ別ニ憲法討論ヲ致ス積リニ御座候<sup>(6)</sup>

第五号議案が否決されたその日に、討論の中で草案起草説に賛同した沢辺・筑前共愛会の代表者たち・林・新井など「六五有志」により、憲法の見込みを準備して討論を行う計画が立てられていたのである。

さらに沢辺は、「東行記事第五報」で以下のように報じた。

今日ヨリ憲法討論会ヲ開ラキ候相談ニ候得ハ、兎モ角出頭致候而、憲法中乃要件、即国会ハ一局乎二局乎、其権限如何及び議員選挙法、地方分権の制度より 天皇乃特権等ヲ研究致候心得に候<sup>(7)</sup>

これにより、恐らく国会期成同盟第二回大会が閉幕した二月三〇日直後に、「憲法討論会」が開催され、そこに集まった人々の間で、憲法構想の相互討論や情報交換が行われたことが確実となった。その場では、筑前共愛会と沢辺正修が持参した私擬憲法が討論の素材に供されたと推測される。

憲法討論会を企てた人物の中では、高知県の宿毛合立社代表林包明だけが「在地民権右派」ではなく、「私立国会論」に依拠して国会期成同盟第二回大会を制した愛国社系政社の人物である。<sup>(8)</sup>しかし愛国社系政社は、この時点で憲法草案を持っていなかった。林は、敢えて憲法討論会への出席を通じて、筑前共愛会案や「大日本国憲法」など「在地民権右派」の憲法草案について学び、憲法立案上の論点を認識していったものと思われる。その後林は、一八八一年五月以降国会期成同盟本部常備委員となり、東京に駐在する。そして、同年七月一四日ころに発した国会期成同盟本部報「ハノ第九報」において、各地で作成が進んでいた憲法見込案について、①「古来ノ習慣格式

ヲ根拠トスルノ論ト(之ヲ要スルニ国体ヲ基ヒトスルモノ)と、「更始ノ政府ヲ造ラントスルノ論(之ヲ要スルニ古ヲ問ハス今顧ミス、偏ニ真理ヲ基ヒトスルモノ)」の二つがある、②「君ノ権力ヲ重カラシメ其責任ヲ保タシメ其不羈ヲ許サントシ、或ハ二局議院ヲ以テシ、立法ノ権ヲ此ニ止メントシ、議員ノ特権ヲ如此キニ止メントシ、或ハ内閣ノ組織ハ如此セント」する考えと、「君権ヲ此ニ縮メ議院ハ一局ヲ以テシ、立法権ハ如此重大ナラシメ云々ト」する主張の二つがあるとまとめ、全国に流した。<sup>(9)</sup> こうした極めて論理的な整理が可能となった背景に、憲法討論会から始まる林包明の憲法に関する思索の積み重ねがあつたとみて差し支えないだろう。

## 第二節 漏れ出した「日本国憲按第三次案」

国会期成同盟第二回大会における憲法問題を考える上で見過ごせないのは、京都府京丹後市久美浜町の稲葉家文書から発見された、元老院の「日本国憲按第三次案」と従来共存同衆案とされてきた「私擬憲法意見」の写である。<sup>(10)</sup> 双方ともに「熊野郡」用箋を使用していて、筆跡から筆写したのは稲葉市郎右衛門と判断できる。稲葉を取り巻く人物から考えて、両案とも沢辺正修から入手したと見るのが自然だろう。

「日本国憲按第三次案」は、一八八〇(明治一三)年七月七日に事実上作成済となり、同月二八日元老院議長大木喬任へ報告された。<sup>(12)</sup> ところが大木は一〇月九日、元老院全院の会議に付する代わりに、各議員の意見書を添えて上呈することに決め、十一月各議員の意見が徴せられた。<sup>(13)</sup> 意見書は「国憲草按各議員意見書」の中に収録されているが、中島信行の意見書はなく、「国憲草按ニ付意見ヲ有セス」とした議員の中にも中島の名前はない。<sup>(14)</sup> これは議員への国憲按配布直前の一〇月五日、中島が依願免官となり議員をはずれたためと見られている。その後「日本国憲按第三次案」は、国憲取調委員福羽美静・細川潤次郎両名による「国憲艸按ヲ進ムル報告書」をつけて、同年一二月二八日大木議長から天皇に奉呈されたが、結局不採択に終わった。<sup>(16)</sup>

ところで、元老院での憲法起草作業が新たな段階に入っていたことは、同年五月ころから『大阪日報』・『東京日日新聞』などで報道され<sup>(17)</sup>、かなり知られていた。恐らくそうしたことを踏まえ、国会期成同盟第二回大会開会前日の十一月九日、沢辺正修は小室信夫の紹介状を持参して、元老院議員を辞したばかりの中島信行を訪問した。<sup>(18)</sup> 当初から中島は国憲取調委員として元老院における憲法作成作業の中心におり、第三次案の審査にも関与していたことが明らかになっている。<sup>(19)</sup> 中島の手元に第三次案が残されていて、中島から沢辺が「日本国



憲按第三次案」を入手したと見てもおかしくはない。憲法討論会に臨むに当り、沢辺は「日本国憲按第三次案」を入手していたと見られるのである。そうすると、稲葉家文書中の「日本国憲按第三次案」写は、国会期成同盟第二回大会閉幕後に丹後へ帰郷した沢辺正修が、一八八一年一月九日から一日にかけて久美浜を訪れた際、<sup>(20)</sup>もしくは同年三月一日に開かれた熊野郡同仁会の会合に沢辺が来遊し稲葉邸内の吟松舎に宿泊した折に、<sup>(21)</sup>沢辺が持参し稲葉市郎右衛門によって写し取られたものと見てよいだろう。同年四月二〇日に、中島信行・小室信介・沢辺正修らの一行を招き久美浜本願寺において催された自由懇親会も注目されるが、当時稲葉市郎右衛門は東京に出て不在であったため、中島信行が携行した憲法案を直接写したとの想定は成り立たない。<sup>(22)</sup>

本来刊行されることなく民間には流布するはずのない「日本国憲按第三次案」が、何らかの経路をたどって流出した事例としては、北上市立図書館蔵米谷家文書、福島県歴史資料館収蔵史料、国会図書館憲政資料室蔵佐佐友房文書所収のものが知られている。<sup>(23)</sup>この内、米谷家本は「国憲艸按ヲ進ムル報告書」がついているのに対し、福島県歴史資料館本、佐佐友房本及び稲葉家本は、いずれも「国憲艸按ヲ進ムル報告書」が抜け落ちている。つまり、米谷家本は一八八〇年二月二十八日以降に流出したものの、他の三つはそれ以前に洩れだした可能性が考えられる。そこで、福島県歴史資料館本、稲葉家本の来歴を検討してみたい。<sup>(24)</sup>

福島県歴史資料館本には、二つの「日本国憲按第三次案」が存在する。一つ目は、福島県庁文書の一冊中に綴じ込まれ、「福島県一用箋に記されたものである（A案とする）。小西豊治は、福島事件の折に官憲によつて押収された河野広中関係の書類を筆写したものと見ている。<sup>(26)</sup>二つ目は、庄司家寄託文書中の「喜多方事件証拠書類 随行属」という表紙が付された二綴中にある（B案とする）。この史料は「福島県若松警察署」の用箋が使用されているので、福島事件の折に若松警察署が押収した文書を写して綴じ込んだとわかる。福島県庁文書の一冊と庄司家寄託文書の一綴には重複する史料がかなりある。これは、庄司家寄託文書の一綴が福島事件に際し各警察署により押収された文書の写しからなり、福島県庁文書の一冊の中にそれを改めて筆写したものが多数含まれているからである。つまり、A案はB案を写したものであり、A案にはB案からの脱落部分や誤写が散見されることも、そのことを裏付けている。

そこでB案の出所を推定してみると、B案末尾にある「明治十四年五月廿七日筆写之」との一文が重要となる。この時期河野が福島県会議長として開会中の福島県会に臨席していて東京にはおらず、しかも「日本国憲按第三次案」を持参して福島を訪れたと想定できる適当な人物も見当たらない。以上から、B案は河野広中自身の所持品ではなく、河野の手許にあったものを福島県の民権派の誰かが筆写し



たものと考えた方が、辻褄が合う。<sup>(28)</sup> いずれにしろ、これにより「日本国憲按第三次案」が福島県に流出したのが、一八八一年五月以前であると確定した。そして、それ以前に河野が東京で「日本国憲按第三次案」を入手したとすると、河野の動静を考慮に入れて、その時期は国会期成同盟第二回大会前後以外想定できないのである。<sup>(29)</sup>

右の点を踏まえて、B案を河野広中本とし、稲葉家本とともに、『新編明治前期の憲法構想』に伊藤博文の手元にあった書類を編纂した『秘書類纂』から採録されている「日本国憲按第三次案」（伊藤家本）との条文の異同を検討してみたい。ただし、河野広中本は書類押収後に官憲が筆写したものであり、稲葉家本も沢辺正修がもたらしたものを稲葉市郎右衛門が写したものである点に留意しなければならぬ。実際、予想通り稲葉家本・河野広中本には、「非レハ」「非サレハ」といった送り仮名の相違、「可ラス」「ヘカラス」などの漢字・平仮名表記の違い、脱字など、筆写を繰り返した際の誤りに起因する相違点が多数存在する。これらを除き、稲葉家本・河野広中本が伊藤家本とは異なる「日本国憲按第三次案」の原本から筆写したことをうかがわせるのは、次の二点である。

① 第一篇第三章第四条について、稲葉家本・河野広中本ともに、「太子」と「満十八」の間に伊藤家本にはない「年」が入っている。

② 第三篇第十二条について、伊藤家本で「言語文字及印板」となっている箇所が、稲葉家本では「言語文字及印刷」、河野広中本では「言語文字及印版」となっている。

元来伊藤家本も各元老院議官の所持本もほとんど差異はない筈である。その中で、特に①に挙げた同じ文字の挿入は、稲葉家本・河野広中本が、伊藤家本ではなく他の共通の原本に依拠している可能性を示している。

ここでは、稲葉家本が中島信行から沢辺正修に流出した案を基としていること、河野広中本伝来の経緯の検討、三本の条文の字句に関する比較から、河野広中本も中島信行から流出した同一の原案を筆写したものであると推定しておく。

佐佐友房本<sup>(30)</sup>について同様に条文の字句を比べてみると、①第一篇第三章第四条に「年」は入っておらず伊藤家本と同様である、②第三篇第十二条については「言語文字印刷」と記されていて稲葉家本に近い。佐佐友房本伝来の経緯が不明であることもあり、佐佐友房本と伊藤家本・稲葉家本・河野広中本との親疎関係はにわかには判断しがたい。<sup>(31)</sup>

かつて稲田正次は、国会期成同盟第二回大会で直ちに憲法見込案の検討に入るよう主張した沢辺正修の発言について、「当時元老院で国憲の起草をおわったとの情報が伝わっていたので明年秋まで待つては欽定憲法ができた後となって手おくれになることを恐れたため

あった」と指摘した。<sup>(32)</sup> 稲田の指摘は核心をついており、沢辺は、この性格上そのことについて公表はできなかったが、「日本国憲按第三次案」を入手した上で、「官令憲法」の危険性について警告したと推測されるのである。一月二三日の大会で、同じく「官令憲法」の危険性に触れた草間時福、<sup>(33)</sup> 一月二五日の会議で、「元老院ニ於テ不完全ナカラモ憲法ヲ草定セシハ我党ノ刺衝ニ由テナリ」と発言した松沢求策も、「日本国憲按第三次案」を知っていた可能性があるだろう。

### 第三節 「私擬憲法意見」の作成者について

「私擬憲法意見」は、周知のごとく片上菊次郎編『私擬国憲類纂』中に共存同衆案として収録されているものである。だが同案をめぐっては、国会期成同盟本部報に掲載され西多摩郡五日市町深沢家の土蔵から発見された嚶鳴社憲法草案との関係について、前者は後者の草案なのか修正案なのか、そもそも前者は本当に共存同衆案なのか、長い間論争が繰り返されてきた。嚶鳴社憲法草案確定後に絞ってその経緯を振り返ってみると、まず稲田正次がこの問題について再説し、「私擬憲法意見」は嚶鳴社憲法草案の修正案であり、共存同衆案は誤伝であると述べ、<sup>(36)</sup> 次いで勝田政治も誤伝説を支持した。<sup>(37)</sup> また江井秀雄は一連の嚶鳴社研究において従来の自説を修正し、片上菊次郎の検討も行った上で、「私擬憲法意見」は「嚶鳴社憲法草案」の修正同案であり、「嚶鳴社憲法草案」の方が先に作成されたものであると主張した。<sup>(38)</sup> 一方、澤大洋は、両者の関係に関する詳細な研究史の整理を行い、「私擬憲法意見」は共存同衆案説の立場から勝田政治の見解に批判を加えた。<sup>(39)</sup> これに対し勝田は、澤説が実証的根拠に乏しく成り立たないことを説得的に提示した。<sup>(40)</sup> さらに、近年高瀬暢彦が金子堅太郎研究の成果に依拠して、①いわゆる共存同衆案は実は嚶鳴社憲法草案の原案である、②金子堅太郎はいわゆる共存同衆案作成に関わっていない、③いわゆる共存同衆案を金子以外の起草と考えると小野梓らにおいて想定できないが、案の内容は小野の思想と大きく異なっていることから無理がある点を指摘し、「私擬憲法意見」を共存同衆案とすることに強い異議を唱えている。<sup>(41)</sup>

以上のように、「私擬憲法意見」を共存同衆案とする通説に対し、いくつかの有力な批判が出ているのであるが、論争は依然として決着がつかない。<sup>(42)</sup>

その「私擬憲法意見」が稲葉家文書から発見された。<sup>(43)</sup> 稲葉家本は一部に微妙な字句の違いや欠落があるものの、一八八一（明治一四）年六月に刊行された片上菊次郎編『私擬国憲類纂』中に収録された「私擬憲法意見」と同一物である。一枚目欄外右上に「東京嚶鳴社起

表 「私擬憲法意見」各本の構成一覧

稲葉家本	河野広中本	片上菊次郎本
第二篇	第二篇	第二篇
皇帝 第一款 帝位相統 第一条～第七条	皇帝 第一款 皇帝相統 第一条～第七条	皇帝 第一款 帝位相統 第一条～第七条
女帝ノ配偶 第八条・第九条	女帝ノ配偶 第八条・第九条	女帝ノ配偶 第八条・第九条
摂政 第十条～第十七条	摂政 第十条～第十七条	摂政 第十条～第十七条
皇帝ノ権利 第十八条～第三十三条	皇帝ノ権利 第十八条～第三十三条	皇帝ノ権利 第十八条～第三十三条
第十一条の次に系図	第三十三条の次に系図	第三十三条の次に系図
行政官 第一条～第十三条	行政官 第一条～第十三条	国会
国会	国民ノ権利 第一条～第十条	下院
下院	国会	上院 第一条～第七条
上院 第一条～第七条	下院	国会ノ権利 第一条～第五条
国民ノ権利 第一条～第十条	上院 第一条～第七条	国会ノ開閉 第一条～第七条
	国会ノ権利 第一条～第五条	国憲ノ改正 第一条～第八条
	国会ノ開閉 第一条～第十条	国民ノ権利 第一条～第十条
	国憲ノ改正 第一条～第八条	行政官 第一条～第十三条

注) 稲葉家文書A一七-五〇-「私擬憲法意見」、福島県歴史資料館蔵福島県庁文書五八六「報告探偵書類」、片上菊次郎編『私擬国憲類纂』（一八八一年）により作成した。

艸」とあるが、後に国会期成同盟本部報で流布した嚶鳴社憲法草案ではない。片上の編著では、「私擬憲法意見」は共存同衆案と明記しているのに対し、稲葉家所蔵「私擬憲法意見」は作成主体を嚶鳴社としている点でまったく食い違っている。入手経路を推測すると、やはりこれも沢辺正修からもたらされたとするのが妥当だろう。嚶鳴社は国会期成同盟第二回大会に積極的に関わっており、なかでも草間時福と沢辺正修は会場だけでなく個人的にも会談したことが確認できる。<sup>(46)</sup> 沢辺正修は草間時福を通じ「私擬憲法意見」を嚶鳴社案として手に入れたと見ておきたい。

稲葉家本と同様に地方から「私擬憲法意見」が見つかった事例としては、前述した「日本国憲按第三次案」が綴じ込まれた福島県庁文書の簿冊中のものである。つまり、稲葉家文書と同じく、福島県歴史資料館福島県庁文書にも「日本国憲按第三次案」と「私擬憲法意見」がセットで残っているわけである。これは偶然ではなく、河野広中も国会期成同盟第二回大会で上京中に両案を入手し、それを福島に持ち帰ったことから書類綴りに両案が同居することになったものと考えるのが自然である。この点を検証するために、これを河野広中本として、稲葉家本、片上菊次郎本と比較して表に示した。

この表から明らかなように、(1) 片上菊次郎本では「行政官」が最後に配されているのに対し、稲葉家本・河野広中本はともに「皇帝ノ権利」の後ろに「行政官」を置いている、(2) 稲葉家本では「行政官」の次に「国会」があるのに、河野広中本の場合は「国民ノ権利」となっている、(3) 稲葉家本には「国会ノ権利」・「国会ノ開閉」・「国憲ノ改正」がないなど、三つの間で構成が大きく異なっている。これにより、稲葉家本・河野広中本が片上菊次郎本を写したのではないことが明白となった。また、「私擬憲法意見」は、①「帝位相統」・「女帝ノ配偶」・「摂政」・「皇帝ノ権利」、②「国会」・「下院」、③「上院」、④「国会ノ権利」・「国会ノ開閉」・「国憲ノ改正」、⑤「国民ノ権利」、⑥「行政官」という、六つに分けられて起草され、それぞれがまだまとめられる前であったために、構成が異なったり筆写漏れが生じたりしたと考えられるのである。<sup>(47)</sup> ②「国会」・「下院」に条数の指示がないのも、そうした事情を反映しているのであろう。さらに、これまで片上菊次郎本にある「私擬憲法意見第二篇」との表題が不自然であるため、誤植ではないかとの推測が行われてきたが、これは稲葉家本にある通り「第二篇 皇帝」とするのが正しいと思われる。「私擬憲法意見」の構成は、篇の下に章を置き各章ごとに条数を付す「日本国憲按」と似ており、元老院における憲法作成作業から直接の影響を受けていたことを示している。以上の考察が成り立つとすれば、稲葉家本・河野広中本ともに、六つのブロックがまとめられる前のほぼ同じ頃、つまり沢辺正修と河野広中が二人とも東京

にいた国会期成同盟第二回大会の際に筆写したと推測できるのである。

次に、片上菊次郎本と稲葉家本における条文の字句の異同を比べると、①摂政第十七条「年齢」が稲葉家本では「年給」に、②皇帝ノ権利第二十二條から第二十九條までが稲葉本では「廿」を使用、③皇帝ノ権利第二十七條「国強」が稲葉家本では「国疆」に、④皇帝ノ権利第三十一條から第三十三條までが稲葉家本では「卅」を使用、⑤国会の「議長傍聴ヲ禁止スルヲ得」が稲葉本では「議長傍聴ヲ禁止スルコトヲ得」に、⑥行政官第四条「兼子」が稲葉家本では「兼ネ」になっている点が、主な違いである。この内、⑤以外は河野広中本も稲葉家本と同様であり、稲葉家本と河野広中本は同一の原本を筆写したものである可能性が高い。ただ、河野広中本は筆写の際の誤りと思われる箇所がかなりあり、粗さが目立つ。この他に、稲葉家本では欠落している「国会ノ権利」・「国会ノ開閉」・「国憲ノ改正」について片上菊次郎本と河野広中本を比較してみると、①「国会ノ権利」第三条の「強域」が河野広中本では「疆域」に、②「国憲ノ改正」第四条の「議院」が河野広中本では「議員」に、③「国憲ノ改正」第八条の「方法」が河野広中本では「法律」になっており、片上菊次郎本で誤りと思われる点が河野広中本ではすべて直っている。

さらに、稲葉家本にある通り、「私擬憲法意見」が嚶鳴社起草だとすれば、次のようなことが言えるだろう。第一に、「私擬憲法意見」が共存同衆案であるとする通説的理解は否定され、<sup>(49)</sup>「私擬憲法意見」は国会期成同盟第二回大会が開催されていた一八八〇年一月時点の嚶鳴社案ということになる。第二に、同年二月五日に、神奈川県五日市の県会議員土屋勘兵衛と勸能学校教員千葉卓三郎が嚶鳴社員野村本之助に憲法草案の送付を依頼した事実が知られているが、この依頼は国会期成同盟第二回大会において「私擬憲法意見」が広まったことがその背景にあると想像される。第三に、同年二月一三日に野村本之助から土屋勘兵衛に送られ深沢家から発見された<sup>(51)</sup>わゆる嚶鳴社憲法草案は、「私擬憲法意見」の修正案ということになる。第四に、第三から「私擬憲法意見」は第二回大会から二月一三日までのごく短期間に修正され嚶鳴社憲法草案となったのであり、この修正は第二回大会を直接のきっかけとしている。ただ、「私擬憲法意見」については、誰によりいつ作成されたのかという基本的な問題が残っており、これで論争に決着がついたわけではない。

沢辺正修は、国会期成同盟第二回大会の一月二四日の会議で憲法見込案起草が議題となった際、次のように述べた。

小生ハ憲法ノ事ハ念ニモ念ヲ入レ充分ニ討論シ、幾回モ研究スベシ、縦明年ニ見込案ヲ持参シ来ルトモ、其見込案ノ下調べニモ相成

ルべく、且当時憲法ノ私草案ヲ起稿シ、又見込ヲ供ヘタル所ハ二三ヨリナキニアラズヤ、然ルニ書籍等ノ不自由ナル郷里ニ退キ、憲法草案ヲ起草スルノ困難ハ我々実験シテ是ヲ知ル、諸君幸ニ都下ニ来レバ今日ヨリ其起草討論ノ好時機ナラン、然ラバ本会ニテ今会ノ討論案ヲ各地方ノ見込ニ従ヒ修正シ、明年持参スルヲ上策トス<sup>(52)</sup>

この発言は、筑前共愛会と並んで憲法草案を携えて大会に臨んだ代表者であったことに対する自負と、筑前共愛会案と恐らく『欧州各国憲法』のみから「大日本国憲法」を作成せざるを得ず、東京へ出てくることによって元老院の「日本国憲法第三次案」と嚶鳴社の憲法草案「私擬憲法意見」を知ることができた沢辺ならではの、実感のこもったものとして理解する必要があるだろう。

ここまでの考察から明らかのように、国会期成同盟第二回大会において憲法見込案の起草は否決されたが、憲法に関する情報交換が盛んに行われ、その過程で「日本国憲法第三次案」と「私擬憲法意見」及びいわゆる嚶鳴社憲法草案が民権派の間に流出し、その後の各地における私擬憲法作成作業の中で参照されていく。とりわけ、イギリス型の議会主権説に立つ「私擬憲法意見」及びいわゆる嚶鳴社憲法草案が知られることにより、民権派の私擬憲法は、それまでの主権が天皇・上院・下院の三者にあるものから離脱していくのであり、その点で国会期成同盟第二回大会は憲法問題においても転換点となったのである。坂野潤治が「知識人たちが自分の周辺でイギリス風の憲法草案を作ってみた」と言うように、「私擬憲法意見」及びいわゆる嚶鳴社憲法草案を軽視するわけにはいかないのである。

## 注

- (1) 「国会開設論者密議探聞書」（吉野作造『明治文化全集』第二巻雜史篇、日本評論社、一九二九年）一八二頁。  
 (2) 稲葉家文書A二一六二「東行記事第四報」。久美浜町史編纂委員会編『久美浜町史』資料編（久美浜町、二〇〇四年）に近代一七番史料として収録。

(3) 前掲「国会開設論者密議探聞書」一八二頁。

(4) 稲葉家文書前掲「東行記事第四報」。

(5) たとえば、坂野潤治前掲「明治デモクラシー」五八〜六二頁。



- (6) 稲葉家文書前掲「東行記事第四報」。
- (7) 稲葉家文書「東行記事第五報」。この史料は稲葉家文書前掲「東行記事第四報」の続きに筆写されている。前掲『久美浜町史』資料編に近代一七番史料として収録。
- (8) 林包明については、寺崎修「自由党幹事林包明小伝」(同『明治自由党の研究』下巻、慶応義塾大学出版会、一九八七年)があるが、国会期成同盟第二回大会における林については、参加したこと以外ほとんど記述がない。
- (9) 江村栄一「自由党の結成と政体構想」(大塚史学会『史潮』第八九号、一九六四年、のち坂根義久編『論集日本歴史10 自由民権』有精堂、一九七三年に収録)四七頁。
- (10) 京丹後市久美浜町の稲葉家は、江戸時代は久美浜代官所の掛屋を務め、明治維新後は区長・府会議員・衆議院議員などを歴任した、当地を代表する地方名望家である。同家の資料については、二〇〇三年から〇七年にかけて、京丹後市教育委員会が文化庁の国庫補助金を得て整理を行い、『京都府熊野郡久美浜 稲葉家資料調査報告書』全四分冊(二〇〇八年)にまとめられた。稲葉家の近代については、同報告書に筆者が執筆した解題「稲葉家の近代と一二代市郎右衛門・宅蔵兄弟」を参照してほしい。なお、本稿で使用した稲葉家文書の史料番号は、この報告書によっている。
- (11) 稲葉家文書A一七一五〇〇「元老院憲法草案三次案」・五〇一「私擬憲法意見」。
- (12) 森善高編前掲書所収の同「解題」七一〜七二頁。
- (13) 同右七三頁。
- (14) 『秘書類纂』一三憲法資料下(一九三五年、原書房より一九七〇年に復刻)所収。なお、議員福岡孝弟の意見書が一八八〇年九月付、議員渡辺昇の意見書が同年一〇月付となっているが、その理由について森善高「解題」には言及がなく、不明である。
- (15) 我部政男・広瀬順皓編『国立公文書館所蔵 勅奏任官履歴原書』上巻(柏書房、一九九五年)二八六頁。中島信行の元老院議員辞任の顛末については、横澤清子『自由民権家 中島信行と岸田俊子——自由への闘い——』(明石書店、二〇〇六年)第一編第六章第二節参照。
- (16) 不採択の経緯については、稲田正次『明治憲法成立史』上巻(有斐閣、一九六〇年)第七章第五節参照。また、鳥海靖は前掲『日本近代史講義——明治立憲制の形成とその理念——』第6章『藩閥政府』と元老院の国憲案』において、第三次案不採択の理由をイギリス流の「民主的」

な内容を嫌った岩倉具視・伊藤博文らによる拒否に求めた稲田正次らの通説を批判し、藩閥への対抗勢力という元老院の反主流派・保守的性格に起因する政治的対立に帰している。

(17) 『大阪日報』一八八〇年九月十九日、『東京日日新聞』同年一〇月一六日。

(18) 稲葉家文書A二一六八「東行紀事第三報」。前掲「久美浜町史」資料編に近代一七番史料として収録。なお、「東行紀事第三報」によると、沢辺正修が中島信行を訪問した際中島は不在であり、その後面会できたか不明である。ただし、『大阪日報』に掲載された「国会期成同盟会員沢辺氏通信本部報告」には沢辺の中島訪問の記事はなく、秘匿すべき情報と認識されていたことがわかる。あえて中島信行との面会について事実を伏せたと解しておきたい。なお、中島信行は、山梨県での遊説に向かう途中、一月一六日に神奈川県橋樹郡溝ノ口村の上田忠一郎を、翌日に石坂昌孝を訪ね国事を談じている（渡辺葵・鶴巻孝雄『石坂昌孝とその時代』町田ジャーナル社、一九九七年、四七三～四七四頁）ことから、沢辺正修が中島を訪ねた一月九日前後はまだ演説行に出発する前で東京にいたものと思われる。また、一月二五日の山梨県山田町瑞泉寺での演説会と一月二〇日の甲府での演説会の間も、神奈川県に回った可能性もあるが、東京にいったん戻ったとも考えられる（横澤清子前掲書第二編第三章第一節および年譜）。

(19) 森善高編前掲書所収の同「解題」七〇頁。

(20) 『大阪日報』一八八一年一月三日。

(21) 稲葉家文書A三四一五三「明治十四年東園日記」。

(22) 『大阪日報』一八八一年四月二四日・二六日。稲葉家文書A一七一四〇六「一八八一年四月二三日稲葉市郎右衛門宛稲葉宅蔵書簡」。

(23) 小西豊治『もう一つの天皇制構想——小田為綱文書「憲法草稿評林」の世界——』（御茶の水書房、一九八九年）第一章。ただし、流出経路については特定されていない。

(24) 小西豊治前掲書では、当時仙台獄中にいた陸奥宗光を介して東北地方に「日本国憲按第三次案」が流出したのではと述べているが、本文で述べたようにこの推定は当てはまらない。

(25) 福島県歴史資料館蔵福島県庁文書五八六「報告探偵書類」。表紙には、「明治十五年 報告、探偵書類 引致手続検証調査 証拠書類 福島県」とある。

- (26) この点をいち早く指摘したのは、小西豊治前掲書二一九頁である。
- (27) 福島県歴史資料館蔵庄司家寄託文書二三八五「喜多方事件証拠書類綴」。庄司家寄託文書とは、庄司吉之助氏が収集した史料群のことである。また、この「喜多方事件証拠書類綴」は、本来福島県庁文書に含まれていた簿冊である。
- (28) B案は、「河野広中手帳ヨリ写取ル」との表題の下に記された文書に綴じ込まれている。しかし、「福島県若松警察署」用箋を使った史料には、明らかに河野広中の手許にあった文書ではない押取物が含まれていることから、本文のような推定を行っても矛盾はない。なお、一八八一年三月に東北七州自由党が結成されて以降、東北各地で憲法起草作業が本格化するが、福島県の状況は不明である（森田敏彦前掲論文二〇～二二頁）。こうした研究状況は、最近刊行された長井純市「河野広中」（吉川弘文館、二〇〇九年）においても変わっていない。
- (29) 「日本国憲按第三次案」の流出源と目される中島信行は、一八八一年一月二七日に高知に帰県し（『朝野新聞』一八八一年一月六日）、二月から四月にかけて、高知・和歌山・奈良各県及び丹後・但馬を遊説して東京を離れている（横澤清子前掲書三三四頁）。なお、横澤清子前掲書の「年譜」には、一八八一年一月に板垣退助と中島信行が東北地方を遊説して回ったとの記事があるが、そうした事実はない。
- (30) 国立国会図書館憲政資料室蔵佐佐友房関係文書七七―一二。
- (31) 元老院の「日本国憲按第三次案」に対し批評を加えた「憲法草稿評林」についても一言しておきたい。「憲法草稿評林」下段評者が誰かについては、小西豊治の島田三郎説（同前掲書）や澤大洋の田中耕造説（同「憲法草稿評林」下段批評者の一考察」、町田市立自由民権資料館前掲『民権ブックス③ 草の根の民衆憲法』）などが出されていたが、近年江村栄一が古沢滋説を提唱して説得力に富む論証を行っている（同「憲法草稿評林」について」、法政大学経済学会『経済志林』第六〇巻第一・二合併号、一九九二年）。その中で、「日本国憲按第三次案」を入手した経路について、中島信行から「民権運動の同志古沢滋に『国憲』が手渡された可能性はきわめて高い」と述べている（同八九頁）。参考のために、伊藤家本と稲葉家本・河野広中本との比較で得た相違点①・②について、「憲法草稿評林」中の「日本国憲按第三次案」を対照してみると、①は伊藤家本と同様「年」が入っておらず、②は河野広中本と同じ表記で「言語文字及印版」となっている。やはり、にわかには三本との親疎関係について判断できない。
- (32) 稲田正次「国会期成同盟の国約憲法制定への工作・自由党の結成」（同編『明治国家形成過程の研究』御茶の水書房、一九六六年）七頁。
- (33) 前掲「国会開設論者密議探聞書」一八〇頁。

- (34) 同右一八五頁。
- (35) 嚶鳴社憲法草案は、稲田正次前掲書第八章第三節「嚶鳴社の私擬憲法意見」、同前掲「国会期成同盟の国約憲法制定への工作・自由党の結成」、江井秀雄「嚶鳴社憲法草案の研究——明治前期の民間私擬憲法草案——」（色川大吉・江井秀雄・新井勝紘『民衆憲法の創造』評論社、一九七〇年）での推論を踏まえて、江村栄一「嚶鳴社憲法草案」の確定および「国会期成同盟本部報」の紹介（『史潮』第一一〇・一一一合併号、一九七二年）によって確定した経緯がある。
- (36) 稲田正次『明治憲法成立史の研究』（有斐閣、一九七九年）第三章第一節。
- (37) 勝田政治「共存同衆と小野梓」（早稲田大学史編纂所編『小野梓の研究』早稲田大学、一九八六年）二八九頁。
- (38) 江井秀雄「嚶鳴社研究（3）（4）（5）」（和光大学『人文学部紀要』一三三・二四・二五、一九八八・八九・九〇年）。
- (39) 澤大洋「共存同衆の進展と影響——代表的都市民権派言論結社の航跡——」（東海大学出版会、一九九五年）第1章第2節第5項（3）「『私擬憲法意見』とその影響」。
- (40) 勝田政治「共存同衆と自由民権運動」（『社会科学研究』第四二巻第三号、早稲田大学社会科学研究所、一九九七年）七一〜七二頁。最近出版された『小野梓と自由民権』（有志舎、二〇一〇年）八三〜八五頁でも、同様の見解を再説している。また福井淳も、前掲「都市知識人と諸憲法」で、嚶鳴社憲法草案に関する検討を行っている。
- (41) 高瀬暢彦編著『金子堅太郎 第一集』（日本大学精神文化研究所、二〇〇二年）「第三 初期憲法構想」。
- (42) 家永三郎・松永昌三・江村栄一編前掲『新編明治前期の憲法構想』では依然として共存同衆案説を採用している。
- (43) (44) 稲葉家文書前掲「私擬憲法意見」。
- (45) 前掲拙稿「国会期成同盟第二回大会の再検討」。
- (46) 稲葉家文書前掲「東行記事第五報」。
- (47) この点に関しては、すでに江村栄一が、前掲書「解説」四六五頁で、同様の推測を行っている。また、河野広中本の皇帝の第一款が「帝位相続」ではなく「皇帝相続」となっているが、その理由はよくわからない。
- (48) 稲田正次前掲「国会期成同盟の国約憲法制定への工作・自由党の結成」五七頁。

- (49) 本章注(42)。前掲『日本近代思想大系9 憲法構想』の江村案一「解説」四六四頁でも、「私擬憲法意見」は共存同衆案とされている。
- (50) 江井秀雄前掲「嚶鳴社憲法草案の研究——明治前期の民間私擬憲法草案——」三六二—三六三頁、色川大吉責任編集『三多摩自由民権史料集』上巻(大和書房、一九七九年)「第二編 民衆憲法の創造——五日市の民権運動と起草者たち——」の新井勝紘「解説」一五九—一六〇頁、一七五頁。
- (51) 一八八〇年二月三日付土屋勲兵衛宛野村本之助書簡は、同右書一九二頁に収録されている。福井淳前掲「都市知識人と諸憲法」五〇頁。
- (52) 稲葉家文書前掲「東行記事第四報」。
- (53) 前掲拙稿「京都府における国会開設運動の展開——私擬憲法案「大日本国憲法」の成立と沢辺正修——」。
- (54) 坂野潤治前掲『日本憲政史』四四頁。ただし、「私擬憲法意見」及びいわゆる嚶鳴社憲法草案が議院内閣制を定めたものではなく、その点で議院内閣制を明確に規定した交詢社案の画期性を強調する坂野説の妥当性は動かない。

## 第二章 国約憲法制定懇願書の提出

国会期成同盟第二回大会二日目の一八八〇(明治一三)年十一月一日夜、沢辺正修は、政府は到底大会を許可しないだろうとの説を聞いた。また、近く政府は建白書取扱規則を公布するものと推測し、その内容は、公益に関するものは建白、私益に関わるものは請願とし、建白は数人連合して行うことを禁じ、又一回建白した上は三年間建白できない、建白・請願ともに戸長の奥印を要し、府県庁を経由して、建白は元老院へ、請願は主務の官省へ差し出すこととなると、かなり具体的に把握している<sup>(1)</sup>。実際に、十一月八日「願望書取扱規則」が元老院の審議に付されている<sup>(2)</sup>。そして、二月九日太政官第五三号達が公布され、人民の上書の内、一般公益に関するものは管轄庁経由で元老院に提出すべきものと定められ、直接政府へ請願を行うことはできなくなる<sup>(3)</sup>。

国会期成同盟第二回大会に参加するため東京へ向けて出発する直前、沢辺正修は丹後選出の府会議員等から、国約憲法制定を求める建言あるいは請願を行う委任状を受け取っていた。以下に、竹野郡選出府会議員永雄勝輔の分を掲げる。

## 委任状之事

拙者義、今回国会開設ヲ希望スル事件ニ付、沢辺正修ヲ以テ部理代人ト定メ、拙者ノ名儀ニテ左ノ権限ヲ代理為致候事  
 一 国約憲法ヲ制定スルノ国会開設アラン事ヲ其筋ヘ建言シ或ハ請願シ、誠実温和ノ主義ヲ以テ其目的ヲ達ス可キ事務取扱ノ事  
 右代理委任状、仍テ如件

明治十三年十月三十一日

丹後国竹野郡中浜村平民

永雄勝輔<sup>(4)</sup>

しかし、東京着後から国会期成同盟第二回大会開会までの情報収集によって、沢辺は、愛国社系の政社が今回は請願も建白もしない方針であること、建白書の取扱が厳しくなつて採納されない可能性が高まつたことを知つた。右の状況認識を踏まえ沢辺は、京都府下有志に対し、延引すれば新たな建白請願取扱規則に抵触して不都合が生ずる恐れがあるので、国約憲法制定懇願書を提出すべきか至急回答を寄越すよう求めた。<sup>(5)</sup>これに対し天橋義塾教員として沢辺の補佐役であつた梅村疎影と、同年二月宮津馬場先一五番地に代言事務所「東京法律学舎第六分舎」を開いていた大村政智は<sup>(6)</sup>連名で、請願の件は委任状の範囲外ではあるが、「沢辺氏ノ意見ニ任ス」旨の返答を送つている。<sup>(7)</sup>

久美浜でも一月二〇日午後、稲葉市郎右衛門宅に稲葉・手塚格・赤松謙太郎・稲葉七太郎・岡田市兵衛・稲葉牧太らが会合し、<sup>(8)</sup>協議の結果、たとえ政府が建白書を採用しなくとも、「我々ノ熱心ナル精神ヲ披露シ置度」との理由から、国約憲法制定の建白書提出に賛同している。<sup>(9)</sup>同趣旨の回答は与謝郡加悦道道校教員からもあつた。<sup>(10)</sup>当時同校には天橋義塾社員塩田重威が教員としており、<sup>(11)</sup>他に旧宮津藩士で天橋義塾社員であつた藤井愛次郎が授業生として在勤して<sup>(12)</sup>いた。この結果、沢辺は建白書提出の用意にとりかかるのである。<sup>(13)</sup>

沢辺正修が認めた草稿は、沢辺の依頼により、政府系新聞と目されていた『東京日日新聞』の社長福地源一郎が校閲を行い、<sup>(14)</sup>成案を得た。『東京日日新聞』は、一八八〇年四月六日に細川劉が「憲法議會ヲ開クベキノ論」を掲載して以降、<sup>(15)</sup>繰り返し君主が憲法制定議會の議を経て憲法を制定する国約憲法論を主張して<sup>(16)</sup>いた。当然沢辺もそのことは承知しており、国会期成同盟第二回大会参加のために東京に出ですぐの一二月九日、福地を尾張町の日報社に訪ね、二時間にわたつて会談して<sup>(16)</sup>いたのである。



以下、「国約憲法制定懇願書」<sup>(17)</sup>の特徴について検討を加えてみたい。

第一は、その内容と意義である。まず内容について見ると、五箇条の誓文・漸次立憲政体樹立の詔・地方官会議の開設・府県会の設置と、それらを契機とする自由民権運動の展開を述べた上で、国約憲法制定の必要性を主張する。次いで、「往年前元老院議長有栖川親王殿下ニ勅シ、憲法ヲ編成セシメラレ、過月元老院ヨリ之ヲ奏上セラレタリト、果シテ此道路ノ説ヲシテ信ナラシメバ、国民ノ代議人ヲ召集シ其憲法ヲ議決セシメラル、遠キニアラザルベシト雀躍跂望ニ堪ヘザリキ」と述べる。前述した通り、沢辺は元老院が「日本国憲按第三次案」を編成していたことはすでに承知しており、「道路ノ説」が真実であるとの確証を持っていた。沢辺は、さらに国約憲法制定の具体的方法として、「速ニ聖詔ヲ下シ、全国人民ノ代議人ヲ召集シ、元老院ノ立案ニテ勅裁ヲ経タル憲法議案ヲ下附セラレ、広く全国人民ノ憲法意見書ヲ徴セラレ、官民一致遠ク慮リ詳ニ論ジ、其会議ノ議決ヲ取り批准アラセラレ、以テ国約憲法ヲ制定」するよう提案した。政府案・民間案を共通の土俵で議論して成案を得ようとしており、憲法制定方式にも沢辺持論の君民共治論を適用しようとしたのである。政府側の人物と見られていた福地源一郎に敢えて校閲を依頼したのも、君民共治を体現する憲法制定方式に、さらに現実性を持たせようとした行為であった。

沢辺にとつて、憲法制定方式は憲法の内容に勝るとも劣らず重要なものであった。江村栄一は、三師社の「国会設立を請ふの建言」が、国約憲法の制定方法について最も詳細で、「国約憲法制定懇願書」より国民の側により主導権があるとの評価を下している。<sup>(18)</sup>しかし、「国約憲法制定懇願書」で提起された国約憲法制定の具体的方法は、政府内での憲法編纂作業の進捗状況を踏まえ、元老院による「日本国憲按第三次案」が不採択に終わる直前の一八八〇年末の時点で、最も「現実的」な方法として立案されたものと見なければならぬ。<sup>(19)</sup>

もう一つ、国約憲法制定懇願書が、一月二十六日に国会期成同盟第二回大会において、採決の結果期成同盟として国会開設の統一請願はしないことに決した後には上げられた点が見逃せない。政府の動向にかわりなく「私立国会」を立ち上げ、そこで憲法を制定する道筋を提起するべきだと主張する愛国社系政社の人々に対し、あくまでも政府と民権派が共同して憲法起草に至る国約憲法論を維持し、その優位性を主張する意義があったのである。つまり沢辺は、国約憲法制定懇願書を持参して請願を実施することにより、憲法制定方法に関しても「私立国会論」に与しないことを明白にしたのである。

第二に、総数一四〇名に上る署名者についてである。最初に、沢辺正修が国会期成同盟第二回大会参加の途上、京都滞在中の様態を報

じた「東行紀事」<sup>(20)</sup>中で、沢辺を京都の旅宿を訪ねたり、同議者として列挙されている人物と、懇願書連署者を比べてみたい。重複しているのは、下京区の児島定七・服部直・服部嘉十郎、伏見区の安本利七、愛宕郡の松野新九郎、綴喜郡の西川義延・吉川磯右衛門・田辺与三郎・西村篤・伊東熊夫・田宮勇・井上喜右衛門・河瀬明太郎・木村良司・家村正治・山田直竹・森島誠一郎・樺井保親、中郡の古卷意平、竹野郡の永雄勝輔、熊野郡の稲葉市郎右衛門である。連署者に名前があつて「東行紀事」に出て来ないのは、綴喜郡の西川卯之助・村田藤兵衛・吉川信近・吉川喜伝治、中郡の高木寿・村田融・板垣基・野木儀右衛門、天田郡の林武良雄・斎藤銈之助、船井郡の山内浅太郎である。この内、中郡の高木・村田・板垣<sup>(21)</sup>・野木<sup>(22)</sup>四名については、「○建言書差出ノ節ハ、高木・村田・板垣・野木・平田諸君ノ委任状ハ未タ来着セザレトモ、連書中ニ掲載可致候得バ、左様御承知可被下候」<sup>(23)</sup>と沢辺が記している。恐らく、一月二六日の時点で委任状が未着のため、沢辺の判断で連署者に加えたものと見てよいだろう。次に、「東行紀事」中に沢辺への訪問者あるいは同議者として名前があるものの連署者にはないのは、相楽郡の柳沢三郎（府會議員）、竹野郡の永島勝治（府會議員）、綴喜郡の南藤三、丹波篠山の赤松幹（大阪日報記者）の四名である。赤松は京都府外の人物なので名前がないとも考えられるが、他の三名の事情については不明であり、委任状を出さず民権派に加わる意志を示さなかつたとは即断できない。

以上から、少なくとも連署者と「東行紀事」に重複して出てくる人物は、先述した一〇月三一日付の永雄勝輔委任状と同文を沢辺に託し、それを持参して沢辺が東上したものと結論できる。なお、連署者中で最も多数の八六名を占める与謝郡人民の大半については、一〇月一五日の天橋義塾の会議において基本方針を協議した際に、委任状を沢辺に託したものと推測しておきたい。

連署者についてはもう一つ、宮津神道事務局の権大講義大原美能理が加わっている点に注目したい。大原は、一八八〇年六月一六日、千家尊福が「神道事務局神殿祭神之件報告書」を印刷して全国の教導職に頒布したのに応じ、千家に賛同する意見書を提出するなど、当時激しく争われていた祭神論争において、出雲派側に立つて活動した神官である。同年八月には東京に出て、同月一三日岩本尚賢・下田義照と共に神道事務局に出向き、神道大会議開催を要求したのを手始めに、最後の宮津藩主で宮津神道事務局局長でもあった少教正本庄宗武を支えながら、出雲派の上京有志中の中心人物の位置を占めていく。<sup>(24)</sup>国会期成同盟第二回大会前後大原は東京にいたことから、沢辺が東京に出た後大原を訪ねて同意を取り、国約憲法制定懇願書に署名したことになる。京都府の場合国会期成同盟第二回大会時点では、民権派に対抗する神官層を始めとした保守派が明確となつておらず、地域社会内部での党派対立が顕在化していなかつたのである。

二月六日午後一時、沢辺正修は元老院へ出頭して、国約憲法制定懇願書を太政大臣へ提出するため、書記官への面会を求めた。しかし、応対に出た七等書記生大道寺繁充は、懇願書が建白規則に則っていないとして受理せず、沢辺は幾度となく論弁したが聞き入れられず、ひとまず退散した。<sup>(26)</sup>翌日午後改めて沢辺は太政官に赴き、太政官八等属の楢取道明に面会して内閣書記官との面談を要請したものの多忙を理由に断られ、やむを得ず太政大臣への進達を確約させた上で楢取道明へ懇願書を渡し、旅宿へ帰った。<sup>(28)</sup>現在、『国約憲法』の制定を第一義的なテーマとして提出された唯一の建白書」と評価されている。<sup>(29)</sup>「国約憲法制定懇願書」の作成から提出に至る経緯は、以上のようなものであった。

## 注

- (1) 稲葉家文書前掲「東行紀事第三報」。
- (2) 『元老院会議筆記』前期第九卷（元老院会議筆記刊行会、一九六五年）六八五～六八六頁。
- (3) 『明治文化全集』九卷正史篇上巻（日本評論社、一九二八年）三五八頁。
- (4) 宮津市史編さん委員会編『宮津市史料編第四巻』（二〇〇一年）一八九番史料。稲葉家文書中にも稲葉市郎右衛門の同様の委任状がある。
- (5) 稲葉家文書前掲「東行紀事第三報」。
- (6) 『京都日日新聞』一八八〇年二月二五日・二六日・二八日付に掲載された「代言広告」。
- (7) 稲葉家文書A二七七「稲葉市郎右衛門宛大村政智・梅村疎影書簡」。
- (8) 稲葉家文書A二五七「一八八〇年一月二〇日付回章」。
- (9) 稲葉家文書A二二五「一八八〇年一月二〇日付沢辺正修宛稲葉市郎右衛門書簡控」。
- (10) 稲葉家文書前掲「東行紀事第四報」。
- (11) 中嶋利雄編集代表『資料天橋義塾』下巻（宮津市教育委員会・宮津市文化財保護委員会、一九七九年）四〇～四二頁、京都府庁文書明一九、七一―一〇『自明治十九年十二月至明治四十五年 退官者履歴書 知事官房』所収の「塩田重威」の項。
- (12) 前掲『資料天橋義塾』下巻一三〇～一三一頁。また、天橋義塾社員川島清造も同校教員であった可能性がある。

- (13) 稲葉家文書前掲「東行記事第四報」。
- (14) 稲葉家文書前掲「東行記事第五報」。
- (15) 『東京日日新聞』一八八〇年四月六日・五月六日・五月二日・一〇月八日。国約憲法論の成立と展開については、小島和司「国約憲法」論（東京都立大学『法学会雑誌』第五卷第一号、一九六四年）、稲田正次前掲「国会期成同盟の国約憲法制定への工作・自由党の結成」において包括的な検討が加えられている。
- (16) 稲葉家文書前掲「東行紀事第三報」。
- (17) 「国約憲法制定懇願書」は、①色川大吉・我部政男監修、鶴巻孝雄編『明治建白書集成第六卷』（筑摩書房、一九八七年）明治一三年二一〇番資料、②田辺町近代誌編さん委員会編『田辺町近世近代誌資料集』（一九八七年）二五一番資料「参考」、③江村栄一校注前掲『日本近代思想大系9 憲法構想』II―6番資料として収録されている。ただし、③では請願書の連署者が省略されている。なお、「国約憲法制定懇願書」は正副二通作成され、一通が沢辺の手に残された。この分が、沢辺正修の妹みつの結婚相手である大宮季貞の資料中に現存している（原田久美子「大宮みつ覚え書」、女性史総合研究会女性史学編集委員会編『女性史学』第七号、一九九七年所収）。
- (18) 江村栄一校注前掲『日本近代思想大系9 憲法構想』「解説」（江村栄一執筆）四五七頁。
- (19) 第一章注（17）。
- (20) 稲葉家文書A二一五四「東行記事」。前掲『久美浜町史』資料編に近代一七番資料として収録。
- (21) 一八四三～一九一五。中郡峰山町在住。一八七九年三月、京都府会開設に当たり府会議員に当選、八〇年七月退任。
- (22) 一八三二～一八九八。中郡五箇村在住。一八七九年三月、京都府会開設に当たり府会議員に当選、八〇年七月退任。八二年五月再選され九〇年一月辞任。郡内第一の地主で、与謝郡後野村の石川利三郎の長女なか（石川三良介の妹）を後妻に迎え、また三良介の実弟禹之助を養子とした。
- (23) 稲葉家文書前掲「東行記事第四報」。なお、史料中にもう一人名前の出ている「平田」は宮津町の「平田敬信」と見て間違いない。
- (24) 祭神論争における本庄宗武・大原美能理の活動については、藤井貞文『明治国学発生の研究』（吉川弘文館、一九七九年）による。
- (25) 彦根正三編集『明治十四年七月 改正官員録』（寺岡寿一編集『明治初期の官員録・職員録第四卷』寺岡書洞、一九七九年）には、元老院七等書記生として「青森 大道寺繁充」とある。

(26) 稲葉家文書「記事第六報」。この史料は稲葉家文書前掲「東行記事第四報」に綴じ込まれている。前掲『久美浜町史』資料編に近代一七番資料として収録。『大阪日報』一八八〇年二月一日付にも同題旨の記事が掲載されており、こちらに「七等書記生大導寺繁充」の名前がある。

(27) 楯取道明は、安政五(一八五八)年、楯取素彦と吉田松陰の妹寿との間に生まれた。彦根正三編集『明治十三年十月版 改正官員録』(寺岡寿一編集前掲書)には、太政官八等属に「山口 小田村道明」とあるが、公文録によれば、同年九月に「楯取道明」と改名したことが判明する(明治一三年第一三六卷)。従って、沢辺正修が楯取道明を「書記官」としたのは誤りである。なお、楯取道明は一八九六年一月、台湾総督府学務部の教員として赴任していた先で台湾住民に襲われ殺害されている(「芝山巖事件」)。履歴については、伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典2』(吉川弘文館、二〇〇五年)「楯取素彦」の項参照。

(28) 稲葉家文書「記事第七報」。この史料も稲葉家文書前掲「東行記事第四報」に綴じ込まれている。前掲『久美浜町史』資料編に近代一七番資料として収録。『大阪日報』一八八〇年二月二日付。なお、「記事第七報」には「二月六日発」と記されているが、「記事第六報」及び『大阪日報』の記事から「二月七日発」の誤りと思われる。

(29) 鶴巻孝雄編前掲『明治建白書集成第六卷』明治一三年二〇番資料の(注)。江村栄一校注前掲『日本近代思想大系9 憲法構想』「解説」にも同様の評価がある。

### 第三章 平安公会結成前後

国会期成同盟第二回大会が幕を閉じた後、沢辺正修は「国約憲法制定懇願書」提出へ向けて尽力する一方、京都府の自由民権派に人材を集めるべく奔走した<sup>(1)</sup>。

まず、旧宮津藩士で内務省山林局九等属の内藤潔が、沢辺帰国の際に辞職して「一臂ヲ添」<sup>(2)</sup>えることを約し、一八八〇(明治一三)年一二月一九日依願免本官となった。次に、福知山出身で当時興亜会会計幹事を務めていた朽木綱一<sup>(3)</sup>を口説き落とし、彼もまた京都府へと戻った。ただし、内藤・朽木ともに民権派陣営に加わったかどうかはつきりしない。その後内藤は一八八二年四月一九日京都府八等属、庶務

課勤務を命じられ、九三年七月五日には中郡長となっている。<sup>(4)</sup>一方朽木も、八一年九月二二日京都府御用掛庶務課勤務の辞令を受け官員となり、八二年一月四日には天田郡長に就任している。<sup>(5)</sup>

沢辺の組織活動の中で、最も大きな成果と思われるのが、草間時福の帰郷に関して言質を得たことである。草間は慶応義塾で学んだ後、一八七九年以来『朝野新聞』『東京横浜毎日新聞』で民権派記者として活躍中であつた。また、嚶鳴社員としても著名であつた。その草間に対し、京都出身であることを理由として説得工作を行い、演説会への参加などを目的として、一二月に京都へ西下するとの約束を取り付けたのである。これが翌年の草間の立憲政党内党にどうつながるのかは慎重に検討すべきではあるが、草間の関心を関西地方に向けさせるのに沢辺正修が介在したことは間違いない。<sup>(6)</sup>

一二月一〇日、沢辺は東京を發つて帰途についた。一四日には、恐らく福地源一郎との縁からと思われるが、『東京日日新聞』に「本日發途一々告別ノ暇ナシ謹シテ諸友ニ謝ス」との挨拶文を掲載している。京都に帰着した沢辺は、国会期成同盟第二回大会の合議書の決定に基づき、早速府下自由主義者の組織に取りかかった。ちょうど一二月一日に京都府会が再開され、内務卿の指揮による原案執行という形で地方税追徴問題に決着が図られた直後<sup>(7)</sup>であり、府會議員の多くが京都に滞在していたことは、沢辺にとって好都合であつた。一二月一九日、東洞院錦上の山音楼で自由主義者たちによる会合が開かれ、「平安公会仮規則」を仮決議、平安公会を新たに立ち上げたのである。やや長いが、以下に全文を掲げる。

#### 平安公会仮規則

○本会ヲ名ケテ平安公会ト称ス

○團結主義

○平安公会憲法三章

一吾人一和合同シ天與ノ幸福ヲ全フス可シ

一國憲ヲ擴張シ帝室ヲ翼戴ス可シ

一自治自修以テ改進黨主義ヲ守ル可シ



右永遠ニ確守ス可キヲ誓フ

明治十三年十二月

○本部設置

平安公会ハ京都ヲ以テ本会設置ノ地トシ會長、幹事、書記、ヲ定ムル事、設置撰定其職掌俸給並議員及ビ事業等ノ事ハ明治十四年三月ノ會議ニ於テ之レヲ議定ス可シ

○各小部設置

仮リニ一郡区ヲ以テ一小部トシ其郡区ノ適宜ニヨリ数分スルモ他郡区ト連合スルモ妨ゲナシ

但シ現時全盟者ノアラザル郡ハ最寄全盟者ニテ分担ヲ定メ明年二月迄ニ小部ヲ置カシムベシ、其分担者及区域ハ別ニ約束ヲ以テ定ム

○通信

明年三月本会設置迄東京本部ノ通信委員ハ沢辺正修氏ヲ以テシ、各小部ヘノ通信委員ハ京都若クハ其近傍ニ住居スル全盟者中ヨリ三名ヲ撰定シ仮事務局ヲ置キ通信本部ノ事ヲ掌ラシメ、該委員ト沢辺氏トハ常ニ相通信スベシ

○会員制限

本会ハ集会条例第七条制限ノ外何人ニ限ラズ加入スルヲ得ベシ

○会議

明治十四年三月十五日京都ニ於テ開会ス可シ、其会場等ハ通信本部委員周旋シ各小部ヨリ二名以上五名以下ノ総代ヲ撰挙シ議員トシテ出会セシムベシ

○会員名簿

将来加盟ノ会員アルトキハ各小部分担者ヨリ其都度本人住所姓名ヲ通信本部ヘ報告シ、本部ニ於テハ予メ名簿ヲ製シ之レニ記入シ置キ、明年三月ノ會議ニ各小部ヨリ該部限り名簿ヲ持参ス可シ

○憲法審査

憲法草案説明書ハ遅クトモ来一月三十日迄ニ各小部ニ送附スベケレバ、各小部ニ於テ二月中ニ小審査会ヲ開ラキ三月十五日ヨリ本会ト共ニ審査總會ヲ開クベシ

## ○費用

明年三月ノ会同迄ニ諸費ハ会員一名毎ニ金二十錢宛ヲ醸出シコレニ充テ、若シ不足スルトキハ適宜支便ノ法ヲ立ツベシ

但シ醸金ハ明年一月三十日迄ニ各部ノ分担者ヨリ通信本部ヘ送附ス可シ

右ハ去十二月十九日ノ会同ニ於テ仮決議セシ者ナレバ、来十四年三月ノ会同ニ於テ審議討論ノ上確定スベキ者ナリ、而シテ本部通信委員仮事務局並ニ郡区ノ分担者ヲ定ムル左ノ如シ

## 仮事務局

京都日报社

## 本部通信委員

松野新九郎

児嶋定七

安本利七

上京区分担者 室町中立売上ル

石田寿次

烏丸姉小路上小松清右衛門内

宮田保次郎

下京区分担者 東洞院錦小路上

久保田米僊

## 西石垣

服部直

綴喜郡分担者

西川義延

愛宕郡分担者

松野新九郎

伏見区分担者

安本利七

船井郡分担者

奥村新之丞

何鹿郡分担者

福井矢之助

この会議には、「仮規則」に名前の挙がった者の他に、永元源藏・吉田喜内・立木誉太郎・服部嘉十郎・古卷意平・奥村源治郎・三浦駒太郎・永雄勝輔・波多野鶴吉・田井五郎右衛門・馬淵善兵衛・宮田小平・藤井起平が出席したことが判明する。<sup>(9)</sup>後日、この「仮規則」は印刷に付され府下に配布されると共に、国会期成同盟にも送付され、本部報に掲載されることとなる。<sup>(10)</sup>

また、「平安公会仮規則」は、まず冒頭に「会憲三章」を掲げ、その後に「連合本部設置」などの結合法を並べる書式<sup>(11)</sup>の点でも、郡区を単位とする代表者を集め会合を開き、さらにその場で憲法審査を行うという組織方法の点でも、筑前共愛会にならって作成されたことは確実である。

仮事務局が置かれた京都日报社は、本部通信委員安本利七の経営に係わり、『京都日日新聞』を発行する傍ら、絵入雑誌『我楽多珍報』で横村正直府政批判を展開して注目を浴びていた。そして、同誌の記者として風刺画を描き名をあげたのが、「下京区分担者」となった久保田米僊であった。<sup>(12)</sup>

翌二月二五日、沢辺正修は郷里への帰途、福知山で有志数十名に招かれ懇親会に出席、二八日夜、ようやく宮津に到着した。しかし沢辺は、国会期成同盟第二回大会の模様を伝え平安公会の始末を知らせるために、年明け一月二日には宮津山嘉楼で共愛会主催の宴会に出た後、午後は自由懇親会、四日は午前中に宮津鑽燧社の開業式に出てから午後府中村の農事相談会に参加、五日は岩滝村で演説をするなど、席の暖まる間もない程のスケジュールで各地を回った。<sup>(13)</sup>一月五日、沢辺は国会期成同盟本部へ書簡を送り、帰郷後の模様について、「小子帰府の後直ちに府下の結合を計らんか為め立案委員三名を選び会議を開き十余ヶ条を議し了はれり、夫より亦府下各郡を巡歴し到る所に同意者を募るに、応ずるもの頗る多く誠に後來頼母敷事なり」と報道した。<sup>(14)</sup>もちろん前段は平安公会仮規則の議了を指す。

その後も一月から四月にかけて、沢辺は丹後・但馬各地を精力的に回り、演説会・懇親会を重ねていく。<sup>(15)</sup>この間、一月一九日、横村正直京都府知事が元老院議員に転じ、高知県令北垣国道が新たに府知事に任じられ、二六日に京都府管内に布達された。この報を受けた沢辺正修は、以下のように稲葉市郎右衛門に所感を伝えてきた。

尚々申置度事御座候とも紙上難尽候得ハ面晤可懸候、来月三四日にハ在津可致候、御文通ハ其御心得ニ可被成下候

本月廿八日御就紙乃朶雲、雪路延着漸く昨夕入手拜見仕候、陳ハ本府知事もいよいよ変り、北垣氏とハ意外ニ而一同駭然、併し横村氏

よりハ少しましならん乎、北垣氏をし而自由乃針を取らしむるハ我々人民の任にし而、恃む所我にありて彼ニあらず、此辺篤と御注意可被下候、右乃次第二候得バ、将来团结乃方法にも如何なる影響を及ぼし候は難計候得バ、新知事入府次第上京致し度見込ニ候、併し十五日乃自由大懇親会ハ前途乃為メ必用なれば、是非開設可仕決心ニ候、当日ハ御練合御来津可被下候

右乃次第もあり昨今之非常乃大雪にて竹乃郡辺へ出懸候とも集会六ヶ敷と存候、且ツ往來も非常ニ困難と存候得バ、少し雪融迄延引可仕見込、特ニ一昨日も豊岡よりは非一巡を促し來り候得バ、御地へ罷出候上ハ必豊岡へ罷越し度、旁六七日頃ニ御地へ罷出候事難致と存候、故ニ日限も只今にてハ確定難致候、何卒右情実御洞察、同仁会ハ御便宜ニ被成下度候

右御答迄、勿々如此御座候、盟々百拜

一月三十一日

二白、兼而御噂申居候加悦谷巡回ハ、石川君と約し來ル二月二日ニ暴風雪を除き候外出懸、其夜ハ石川君方ニ一泊乃積りニ候<sup>(16)</sup>

北垣国道の任命について「意外」としながらも、彼に「自由乃針」を取らせるのは「我々人民の任」であり、「恃む所我にありて彼ニあらず」と言い切った所に、沢辺の気概と決意の程がうかがわれる。<sup>(17)</sup>

二月一五日、宮津で天橋義塾社員の大会議が開かれ、社則を改正し沢辺を社長に再選した。<sup>(18)</sup>だが、平安公会仮規則で定めた府下全郡での小部会開設はなかなか捗らなかつた。たとえば、竹野郡の中心と期待した永島勝治は、沢辺が次のような懇切な手紙を差し出したにもかかわらず、一月末になつても返事を寄越さなかつた。

新曆之御嘉祥千里□□目出度申納候、先以各位御健勝御超來被遊奉賀候、さて小生も漸く十二月廿八日帰津、全四日より丹後各郡御同志諸君へ東京乃実況等報道旁罷越し度存候、就而ハ御郡乃処ハ京地ニテ永雄君ニ御面会懸候節ニ御村ニ懇親会を開られ候様被申聞、依而御村へ向け罷出候心得ニ御座候、併し御村方ハ定而旧曆乃十二月にて農事御多端ニ可有之候得者、正月ニ罷出候方可然哉、來ル九日ニハ久美浜へ罷越候積りニ御座候得バ、御差支なくバ十日ハ網乃、十一日御村へ罷出候事ニ仕度、御都合相伺候、御回答ハ九日迄ニ久美浜稲葉君方へ宛御送可被下候、余者拝眉を致し万縷可申上候、勿々百拜

十四年一月四日朝

沢辺正修

永島勝治様

永雄勝輔様

卓下

二白、徳光村ニ而御会同被下候事なれ者、今回乃同盟ニ限らず篤志乃人ハ御集合被下方可然と存候

雪中又農事繁多乃為メ集合六ヶ敷候得者、正月ニ致され候方可然歟、小子ハ雪路も別段厭ひ無御座候得バ、其辺ハ御斟酌ニ不及候<sup>(19)</sup>

加佐郡の組織化も難航<sup>(20)</sup>、さらに、二月二二日に至り沢辺は京都行を断念する<sup>(21)</sup>。しかも、二月一六日平安公会本部通信委員服部直は、各

郡分担者に対して、仮規則第八条により平安公会への加盟者がある場合にはその住所・氏名を本部へ報告する手筈になっているにもかかわらず、これまで緩慢に打ち過ぎていたので、至急取り調べて三月五日までに報告書を提出するよう申し送っている<sup>(22)</sup>。小部会設置の遅れは丹後に限ったことではなかったのである。結局、当初予定した三月一五日の大会は開催できず、恐らく平安公会は正式に発足することなく消滅したものと推測される。各郡単位に小部会〓結社を組織し、その代表者たちにより平安公会大会を開催して京都府下の意見を集約するという、筑前共愛会に範を取った組織方針は実を結ぶことなく終わった。

### 注

- (1) 稲葉家文書前掲「東行記事第五報」。
- (2) (4) 前掲『資料天橋義塾』下巻「内藤潔」の項。
- (3) 大阪経済大学蔵杉田定一文書七―二三。
- (5) 京都府庁文書明一九、七一一六『明治十九年十二月至明治四十五年 退官者履歴書 知事官房』。興亜会については、黒木彬文「興亜会の成立」『興亜会、亜細亜協会の活動(二)』(九州大学政治研究室『政治研究』第三〇・三九号、一九八三年・九二年)参照。
- (6) 草間時福については、寺崎修「福沢門下の自由民権運動家 草間時福小伝」(慶應義塾福沢研究センター『近代日本研究』第二四号、二〇〇七年)

がある。なお、草間時福は当時興亜会幹事であり、朽木綱一とは旧知の間柄であった。

- (7) 原田久美子「民権運動期の地方議会——明治十三年京都府における地方税追徴布達事件——」(『日本史研究』三八一九五八年) 六三〜六四頁。
- (8) 京都府立丹後郷土資料館蔵永島家文書追加分、稲葉家文書A二―一三九―一四一、同A二―一三三―一四七。
- (9) 「古卷意平手控」(京都府立総合資料館編『京都府百年の資料一政治行政編』京都府、一九七二年、一七〇番資料)。印刷された「平安公会仮規則」と古卷意平が写し取った「議案」は細かい字句上の相違がいくつかあるが、それらは古卷の手控えが「議案」であり、当日の議論によって若干の修正が行われた結果である。
- (10) 江村栄一前掲「嚶鳴社憲法草案」の確定および「国会期成同盟本部報」の紹介」五〇頁。
- (11) 西日本文化協会編「福岡県史 近代史料編自由民権運動」(一九九五年) 8番資料。
- (12) 原田久美子前掲「民権運動期の地方議会——明治十三年京都府における地方税追徴布達事件——」六四〜六五頁、福井純子による「明治のコミック・ペーパー『我楽多珍報』」(西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社、一九九五年)、「京都滑稽家列伝」(西川長夫・渡辺公三編『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房、一九九九年)、「我楽多珍報」の周辺」(『立命館大学人文科学研究所紀要』第八六号、二〇〇六年)、「我楽多珍報 復刻版」第七卷(柏書房、二〇〇八年)「解説」など、一連の論稿を参照。
- (13) (15) 帰郷後における沢辺の演説行については、原田久美子「沢辺正修評伝」(京都府立総合資料館「資料館紀要」三、一九七四年)に付せられた「年譜」による。
- (14) 江村栄一前掲「嚶鳴社憲法草案」の確定および「国会期成同盟本部報」の紹介」五一頁。
- (16) 稲葉家文書A二―一六三―一三三―一八八一年一月三日付稲葉市郎右衛門宛沢辺正修書簡。
- (17) 横村正直知事転任をめぐる京都府下の受け止めについては、原田久美子前掲「民権運動期の地方議会——明治十三年京都府における地方税追徴布達事件——」六五頁参照。
- (18) 『大阪日報』一八八一年三月二日付。
- (19) 永島家文書追加分。
- (20) 稲葉家文書前掲「一八八一年一月三日付稲葉市郎右衛門宛沢辺正修書簡」。



(21) 稲葉家文書A二一九「一八八一年二月三日付稲葉市郎右衛門宛沢辺正修葉書」。

(22) 稲葉家文書A二二八「一八八一年二月一六日付稲葉市郎右衛門宛服部直書簡」。

## おわりに

従来、国会期成同盟第二回大会では、憲法見込書の審査は議題とせず次回に持ち越しとするとの議決を行ったために、憲法問題に関して注目すべき事柄はないと見られてきた。しかし、本稿で明らかにした以下のような理由で、こうした通説的理解は修正する必要があるだろう。

第一に、大会終了直後に筑前共愛会代表の人々・沢辺正修・新井毫ら「在地民権右派」の人々が中心となって憲法討論会が催され、恐らく筑前共愛会案や「大日本国憲法」などを基に憲法問題に関する議論や情報交換が行われたことは確実である。

第二に、京都府京丹後市久美浜町の稲葉家文書と福島県歴史資料館に現存する元老院作成の「日本国憲按第三次案」の検討を通して、国会期成同盟第二回大会直前に元老院議員を辞したばかりの中島信行から、「日本国憲按第三次案」が民権派に漏れ出した可能性が高いことを論証した。

そして第三に、同じく稲葉家文書と福島県歴史資料館に伝来する「私擬憲法意見」を分析して、それがこれまで言われてきたように共存同衆案ではなく嚶鳴社案であり、いわゆる嚶鳴社憲法草案は国会期成同盟第二回大会を機に「私擬憲法意見」に手が加えられた修正案であること、またそれまで民間に広まることなく秘蔵されてきた「私擬憲法意見」及びいわゆる嚶鳴社憲法草案は、国会期成同盟第二回大会からその直後にかけて、民権派内に一定程度流布することになったと推定した。

この結果、国会期成同盟第二回大会後に各地で活発となる憲法起草作業においては、大会に持ち寄られ憲法討論会での議論の素材とされたと思われる筑前共愛会案や「大日本国憲法」に加えて、「日本国憲按第三次案」や「私擬憲法意見」、いわゆる嚶鳴社憲法草案が参考資料として利用可能となったのである。とりわけ、筑前共愛会案・「大日本国憲法」・「日本国憲按第三次案」が、いずれも主権が天皇・

上院・下院の三者にあるとの考えに立つのに対し、事実上の議會主権説に立つ二院制の憲法草案で立憲君主制の憲法構想である「私擬憲法意見」及びいわゆる嚶鳴社憲法草案が、民権派に知られるようになったことは重要である。私立国会論を掲げる愛国社系政社を除く民権派の私擬憲法は、国会期成同盟第二回大会前の筑前共愛会案・「大日本国憲法」と、大会後に作成される五日市憲法草案以下のものとはその性格を大きく変えて、イギリス型の議會主義へと傾斜していくのである。国会期成同盟第二回大会は、愛国社系政社が主張した「私立国会論」の勝利という点で画期であるだけでなく、憲法問題においても大きな転換点と位置付けられるのである。

国会期成同盟第二回大会における「私立国会論」の勝利は、憲法制定方式の点でも重要な意味を持った。国会開設請願を受け入れようとならない政府の動向にかかわらず、私立国会を開催して憲法制定を行うという「私立国会論」は、君主が憲法制定議会の議を経て憲法を制定する、つまり官と民がともに憲法制定に関与するという「国約憲法論」の否定につながる。国会期成同盟第二回大会直後に、より現実性を持たせるために『東京日日新聞』社長の福地源一郎までを巻き込んで実行した「国約憲法制定懇願書」の元老院提出は、沢辺正修にとっては私立国会論への抵抗という意味合いを持っていたのである。

しかし、一八八一（明治一四）年三月に出された大隈意見書は、憲法制定方式に関して欽定憲法論を取っていた。周知のごとく、大隈に対抗してまとめられた岩倉具視「大綱領」も、やはり欽定憲法論に立っており、明治政府側が「国約憲法論」を受け入れる余地は急速に狭まっていく。<sup>(2)</sup>しかも、国会期成同盟第二回大会から京都に戻った沢辺正修が目論んだ、平安公会を立ち上げ、郡ごとにその小部会を設立し、各小部会の代表者たちによる平安公会大会で京都府としての憲法草案を決定するという地域代表の積み上げ方式は、地域社会内部での党派対立が次第に顕在化し、一八八一年三月には破綻が明確になる。沢辺に着目してみると、「私擬憲法意見」によりイギリス型の議會主権説を知って、主権が天皇・上院・下院の三者にあるとの考えに立つ「大日本国憲法」の内容が古くさいものとなつた上に、「国約憲法論」の実現可能性が極めて乏しくなり、しかも地域代表の積み上げ方式による憲法草案の確定という組織論からしても行き詰つたのである。このような状況は、沢辺だけでなく国会期成同盟を構成していた愛国社系政社以外の人々に共通するものであつたと思われる。

一八八一年四月、交詢社の憲法草案が公表された。「私擬憲法草案」やいわゆる嚶鳴社憲法草案とは異なつて、明確にイギリス型の議院内閣制をモデルとした私擬憲法である。<sup>(3)</sup>坂野潤治は、明治十四年の政変直前の政治状況を、①政府内保守派、②大隈重信・福沢諭吉・

交詢社系の人々、③板垣退助を中心とする旧愛国社系政社の人々<sup>(4)</sup>という、三者の対抗関係として描く。そして、②グループは、交詢社案の公表を機に、国会期成同盟を構成していた旧愛国社系政社以外の人々を取り込むことで、主導権を握ろうとしていくとの見通しを立てた。<sup>(5)</sup>だが、たとえば沢辺正修ら京都府民権派は、同年四月になると平安公会の組織化を断念し、国会期成同盟第二回大会後における自由党準備会の組織には加わらなかったにもかかわらず、「丹後自由党」「熊野郡自由党」などと、地域ごとに「自由党」を名乗るようになっていく。<sup>(6)</sup>加えて、沢辺・西川義延・樺井保親といった中心メンバーは、いつせいに交詢社を離脱する。<sup>(7)</sup>政治対立の帰趨を握るとされた彼らは、「私立国会論」に立つ旧愛国社系政社と議院内閣制を掲げた福沢・交詢社系の人々との間で、どう行動していくのだろうか。興味深い問題だが、今後の課題として残さざるを得ない。

## 注

(1) 五日日憲法草案の内容については、新井勝絃「五日日憲法草案研究」(色川大吉・江井秀雄 新井勝絃前掲『民衆憲法の創造』)、稲田正次前掲『明治憲法成立史の研究』第三章第二節、新井勝絃「自由民権と近代社会」(同編前掲『自由民権と近代社会』第二章、第三章参照。「私擬憲法意見」もしくはいわゆる嚶鳴社憲法草案の影響を受けた私擬憲法としては、他に相愛社憲法草案がある(稲田正次前掲『明治憲法成立史の研究』第三章第三節)。なお、佐佐友房文書中の「憲法草案」を相愛社憲法草案とする稲田の推定に対して、猪飼隆明「熊本の自由民権運動」(熊本自由民権百年記念実行委員会編『熊本の自由民権運動』、自由民権百年熊本県民集会実行委員会、一九八二年)は、学校党を主力に実学派を加えた「憲法会」で作成されたものとの解釈を示している。

(2) 大隈意見書が欽定憲法論をとったことに関しては、坂野潤治前掲『日本憲政史』第三章第二節参照。

(3) 同右書第三章第一節。

(4) 愛国社の解散については、森山誠一「集会条例後の愛国社——再興愛国社の終局と自由党への道——」(『金沢経済大学論集』第二六巻第一・二合併号、一九九二年)参照。

(5) 坂野潤治前掲『近代日本政治史』I—3—4。ただし、前掲『日本憲政史』第三章第二節では、福沢・交詢社系の人々による、愛国社系政社以外の国会期成同盟の人々を取り込むことの難しさを指摘している。

(6) 前掲拙稿「国会期成同盟第二回大会の再検討」一七頁。この点に関わって、稲葉家文書A三三一―一五二「一八八一年六月一八日熊野郡久美浜大石精義宛小室信介葉書」にある、「今般弊社ニ於テ全国自由党姓名簿編成候ニ付熊野郡自由党（同仁会員）姓名簿姓名住所明細ニ御写取被下可成至急ニ御遞送奉願候也」との文章が気になる。「弊社」は大阪日報社を指すが、この時点での「全国自由党姓名簿」は見出されておらず、この企てがどういうものであったのか明らかにすることはできない。

(7) 後藤靖「自由民権期の交詢社名簿」（『立命館大学人文科学研究所紀要』第二四号、一九七七年）。それによると、西川義延は一八八一年四月、樺井保親は六月、沢辺正修も月は不明だが同年中に交詢社を退社している。

**The second meeting of the League for Establishing a National Assembly and  
the issue of a constitution**

Kazuyuki IIZUKA

Previously, it was thought that the second meeting of the League for Establishing a National Assembly did not have any significant relevance concerning the issue of a constitution. However, this popular view should be reversed because (1) immediately after the meeting was over, a meeting to discuss constitutional issues was held, initiated by the “local right-wing alliance for democracy”; (2) it is highly likely that the leak of the third draft of a constitution by the Chamber of Elders to the proponents of the Freedom and People’s Rights Movement was triggered by the meeting; and (3) it seems that the “Shigi Kenpo Iken (Private Draft Constitution Proposal),” which until now has been considered to be Kyozon Doshu’s draft, was circulated among the proponents of the Freedom and People’s Rights Movement during the meeting and in the period just after the meeting. It is particularly important that the private draft constitution by the proponents of the Freedom and People’s Rights Movement was in order to move toward British style Parliamentarism as a result of the fact that the proponents of the Freedom and People’s Rights Movement came to know about the “Shigi Kenpo Iken (Private Draft Constitution Proposal)” and its offshoot, the so called “Omeisha Draft Constitution.”

In addition, the second meeting of the League for Establishing a National Assembly also marked a turning point in terms of the way they wanted to enact the constitution. At the meeting, “Shiritsu Kokkai Ron (Case for a Privately Established National Assembly)” won the day. It argued that the constitution should be enacted by the representatives of people assembled from all parts of Japan independently of the government’s movement which was not willing to accept the petition of establishing a National Assembly. As a result, “Kokuyaku Kenpo Ron (Case for a Constitution as a Word of Commitment),” which argued that the Emperor should enact the constitution through discussions in the constitutional assembly, in other words, that both the government and the general public should be involved in the establishment of a constitution, was negated. Seishu SAWABE, who, representing Kyoto Prefecture, participated in the second meeting of the League for Establishing a National Assembly, submitted “Kokuyaku Kenpo Seitei Kongansho (Petition for the Establishment of a

Constitution as a Word of Commitment)” to the Chamber of Elders immediately after the conclusion of the meeting. Although people might not have realized it, the truth is that he did this as a form of resistance to the “Shiritsu Kokkai Ron (Case for a Privately Established National Assembly).”

As is indicated above, the second meeting of the League for Establishing a National Assembly had significant relevance in terms not only of the substance of a private draft constitution, but also of the way the constitution was to be enacted.